

川越市障害者等日中一時支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の日中における活動の場を提供することにより、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 障害者等 次に掲げる障害者及び障害児をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳交付要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3 日中一時支援 事業所において行われる、障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援（以下「サービス」という。）をいう。

4 日中一時支援事業 日中一時支援を行う事業をいう。

5 送迎サービス 日中一時支援を利用する障害者等に対して、事業所と当該障害者等の自宅の間の送り迎えの支援をいう。

(日中一時支援事業所)

第3条 日中一時支援事業を行おうとする事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設（短期入所、生活介護若しくは施設入所支援の事

業を行う事業所に限る。)又は市長が認めた事業所とする。

(事業所登録)

第4条 日中一時支援事業を行おうとする事業所は、川越市障害者等日中一時支援事業事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録することを決定したときは、川越市障害者等日中一時支援事業事業所登録決定通知書(様式第2号)により、登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(職員配置)

第5条 前条第2項の規定により、登録の決定を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)は、支援に必要な職員数を配置しなければならない。

(登録事業所の届出義務)

第6条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに川越市障害者等日中一時支援事業事業所登録変更・中止届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(対象者)

第7条 日中一時支援の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、市長が利用の必要性を認めたものとする。ただし、同様の支援が法に基づく障害福祉サービス又は介護保険法(平成9年法律第123号)において利用できる者は、対象者とししない。

(申請)

第8条 日中一時支援を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、川越市障害者等日中一時支援利用登録申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用登録決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用登録の可否を決定し、利用登録を決定したときは、川越市障害者等日中一時支援利用登録決定通知書(様式第5号)により、利用登録しな

いことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用登録の決定を受けた者に対し、川越市障害者等日中一時支援利用者証（様式第6号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

（利用上限日数）

第10条 利用日数は、申請者の意向等を踏まえ、決定するものとし、月10日を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（利用料）

第11条 利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）は、利用料として、第18条の規定により算定された額の合計から、登録事業所に対する補助額を差し引いた金額を当該登録事業所に支払うものとする。

（利用者等の負担上限月額）

第12条 利用者等の利用料一箇月の負担上限月額については、利用登録の申請を行った月の属する年度（利用登録の申請が4月から6月までの間にあっては前年度）における当該利用者世帯の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税（同法の規定による町村民税及び区民税を含む。以下同じ。）の課税状況等に応じて次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民税の課税世帯 37,200円
- (2) 市民税の非課税世帯 0円
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者のいる世帯（以下「生活保護世帯等」という。） 0円

- 2 前項に規定する世帯とは、利用者及び配偶者とする。ただし、利用者が障害児にあっては、利用者が属する住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する世帯とする。

(変更申請等)

第13条 利用者等の状況が変わったことにより、利用日数等の変更をしようとするときは、川越市障害者等日中一時支援利用登録変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合は、市長は、利用者等の状況を勘案し、変更の可否を決定し、川越市障害者等日中一時支援利用登録変更決定通知書（様式第8号）により、変更登録しないこと決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による利用登録の決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用登録の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、その旨を利用者等に通知するものとする。

(その他制度との関係)

第15条 法に基づく障害福祉サービス又はその他の法令等に基づく福祉サービスを利用している時間は、日中一時支援は、利用できないものとする。

(利用者等の届出義務)

第16条 利用者等は、次に掲げる場合に該当するときは、川越市障害者等日中一時支援利用登録変更・中止届（様式第9号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者等の氏名、住所等を変更したとき。
- (2) 利用の中止をしようとするとき。

2 利用者等は、利用者証の破損、紛失その他の理由により、利用者証の再交付を受けようとするときは、川越市障害者等日中一時支援利用者証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、登録事業所に対し、日中一時支援事業の運営に要する経費

について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年条例第10号。）、社会福祉法人に対する助成の手続を定める規則（昭和54年規則第28号。以下「助成規則」という。）及び川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助額等）

第18条 前条の経費に対する補助額は、サービス時間等を考慮して算定するものとし、市民税の課税世帯は、別表1に掲げる額に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第1項の表の上欄に掲げる登録事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービスの種類が短期入所の際の同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の単位に端数が生じた場合は、端数の額を切り捨てた額。同条第4項において「基準額」という。）の市民税課税世帯については100分の90に相当する額（1円未満の単位に端数が生じた場合は、その端数を1円とする。）、市民税非課税世帯又は生活保護世帯等については100分の100に相当する額とする。

- 2 市民税非課税世帯及び生活保護世帯等の利用者に対し、登録事業所において、食事の提供を行った場合には1日につき420円及び送迎サービスを行った場合には片道につき270円の100分の100を加算することができる。
- 3 市民税課税世帯の利用者に対し、登録事業所において、送迎サービスを行った場合には、片道につき270円の100分の90に相当する額を加算することができる。
- 4 利用者が市民税課税世帯に該当する場合において、当該利用者の一箇月の基準額と送迎サービスの加算額の合計から補助額を控除した額が、37,200円を超えたときは、その超えた額の100分の100を補助するものとする。

（申請書の様式等）

第19条 補助金規則第4条第1項の申請は、様式第11号のとおりとする。

2 補助金規則第4項第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

3 助成規則第2条の市長の定める日及び補助金規則第4条第1項の市長の定める期日は、当該補助金に係る年度の4月末日とする。

(交付決定通知書の様式)

第20条 補助金規則第7条第1項に規定する交付決定通知書は、様式第12号のとおりとする。

(補助金の申請額の変更)

第21条 補助金の交付の決定後に生じた事業の変更により、補助金の申請額を変更しようとするときは、川越市障害者日中一時支援事業補助金変更交付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請額算出書を添付しなければならない。

3 市長は、補助金の変更を決定したときは、川越市障害者日中一時支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第14号)を、当該変更の申請をした者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第22条 補助金の請求は、各月分を翌月10日までに行わなければならない。

2 前項に規定する補助金の請求は、様式第15号により行わなければならない。

(実績報告書の様式等)

第23条 補助金規則第13条に規定する報告書は、様式第16号のとおりとする。

2 前項の報告書には、精算額算出書を添付しなければならない。

(確定通知書)

第24条 補助金規則第14条第1項に規定する補助金の確定通知は、様式第17号により行うものとする。

(利用者等の遵守事項)

第25条 利用者等は、利用者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(登録事業所の取消し等)

第26条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかを遵守していないと認められたときは、登録事業所に対して指導を行い、場合によっては登録の取消しを行う。

- (1) 登録事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (2) 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 登録事業所は、利用者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。
- (4) 登録事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- (5) 登録事業所及び従業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 登録事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。
- (7) 登録事業所は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての書類を整備し、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 川越市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日部長決裁）は廃止する。
- 3 廃止前の川越市障害者日中一時支援事業実施要綱第4条の規定により登録を受けている団体は、第4条の規定により登録を受けた団体とみなす。
- 4 廃止前の川越市障害者日中一時支援事業補助金交付要綱第18条第8項の

規定による帳簿及び証拠書類の保管については、第26条第7号の規定による帳簿及び証拠書類とみなし、同項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第18条関係)

算定基準額表

(単位:円)

サービス提供時間	単価
4時間未満	1,785
4時間以上8時間未満	3,570
8時間以上	5,355

(単位:円)

医療型障害児入所施設における 日中一時支援	単価
1日	12,000
※重症心身障害児施設においては、サービス提供時間にかかわらず、1日として算定する。	